

第 1 章 情報化推進に向けた取組の総括

1 情報化推進に向けた計画の変遷

平成 12 年 11 月の「高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（I T 基本法）」の成立や、「e-japan 戦略」が策定されたことなどを背景に、都道府県や政令指定都市を中心とした自治体でも、情報化に係る計画が策定されました。

本市では、平成 14 年（2002 年）3 月に、『いつでも、誰でも、どこからでも、自由に I T の活用が可能となる「ユビキタス社会」における市民サービスや地域づくりを具現化する』との趣旨のもと、「地域活性化の鍵とした地域 I T 戦略の展開～市民・企業・行政（citizen・business・city）の主体性を尊重する内発型の I T 化推進」を基本理念とし、「電子市役所の構築を前提とした I T を核とした地域づくりの実現」を目標に、平成 18 年度までの 5 年間を計画期間とする「盛岡市情報化基本計画」を策定し、「e-citizen づくり」、「e-business づくり」、「e-city づくり」のもとに、49 施策（再掲は除く）に取り組みました。

その後、第一次計画の構成を踏襲する形で、「電子市役所の構築を推進するとともに、利便・効率・活力を実感できる電子自治体の実現」を目標に、平成 19 年度から 21 年度までの 3 年間を計画期間とする第二次計画を策定し、新規に掲載した 11 施策のほか、第一次計画で実施されなかった施策を継続するなど、29 施策（再掲は除く）に取り組みました。

平成 22 年度から 24 年度までの 3 年間を計画期間とする第三次計画では、基本理念を継承しながら、「市民サービスの向上」、「行政の簡素・効率化」、「情報セキュリティ対策の強化」を目標に、新規に掲載した 5 施策のほか、第二次計画で実施されなかった施策を継続するとともに、実施までに計画期間を超えて長期間にわたり検討を要するものは、「長期的に検討を行う課題」として整理し、25 施策（再掲は除く）に取り組みました。

平成 25 年度から 27 年度までの 3 年間を計画期間とする第四次計画では、第三次計画を継承し、「市民サービスの向上」、「行政事務の効率化と高度化」、「情報セキュリティ対策の強化」を目標に、新規に掲載した 7 施策のほか、第三次計画で実施されなかった施策の継続や長期的に検討を行う課題について、22 施策（再掲は除く）に取り組みました。

2 「盛岡市情報化基本計画」の取組

「盛岡市情報化基本計画」では、地域の実情、特性を活かした地域 I T 戦略を展開することにより、地域に活力と豊かさをもたらすことを目指し、市民（citizen）・企業（business）・行政（city）が主体となった取組を推進・支援しました。

- (1) e-citizen づくりでは、市民が I T の利便性を享受するとともに、オンライン、オフラインのコミュニケーションにあふれた豊かな生活の実現を目指し、「人づくり」、「街づくり」、「ふれあいづくり」を掲げ、第一次計画から第四次計画まで、34 施策（再掲・計画間の重複は除く。施策一覧は 20 ページ【参考

資料】に掲載)に取り組みました。

第一次計画では、I T講習の推進や図書館蔵書検索・予約管理システムの構築、I Tによる福祉総合ネットワークづくり、市立病院等の医療関連情報システムの高度化、バスロケーションシステムの整備、災害時緊急情報伝達手段の多様化、公共空間でのインターネット環境整備など、13 施策を実施、または施策の一部事業に着手するとともに、第二次計画では、地方税申告システムの導入を実施し、申請届出のオンライン化に一部着手しました。

第三次計画では、ブロードバンド・ゼロ地域の解消や防災G I Sシステム等の構築、軽自動車税のコンビニ収納など、5 施策を実施、または施策の一部事業に着手したほか、第四次計画では、消防救急無線のデジタル化や図書ネットワークの構築、スポーツ情報発信専用ホームページの開設、タブレット端末等の環境整備、市税等の納付手段の拡大など、7 施策の一部事業に着手しました。

また、学校教育施設の I C T¹環境の整備や小中学校における教育の情報化の推進、公共施設予約システムの構築、デジタルコミュニティ支援事業の4 施策については、第一次計画から第四次計画まで、施策の一部事業に着手しながら継続した取組を行うなど、計画期間を合わせて、12 施策を実施、19 施策の一部事業に着手しました。

一方、住基カードの普及推進と活用や手数料の電子納付、電子投票システムの導入の3 施策については、新たにマイナンバー制度²が開始されたことや計画したシステムの全国的な普及が進まなかったことなどにより、着手に至りませんでした。

- (2) e-business づくりでは、市内産業の持続的発展を目指し、「既存産業の I T化」「I T産業の発展」を掲げ、12 施策（再掲・計画間の重複は除く。施策一覧は20 ページ【参考資料】に掲載）に取り組みました。

第一次計画では、I Tを活用した営農・経営活動の支援や盛岡市企業データベースの構築、中小企業情報研修の促進、商店街の情報化促進、インキュベーション施設の整備、産学官の連携による新規産業の育成など、9 施策を実施、または、施策の一部事業に着手しました。

また、電子入札・調達システムの導入については、第一次計画から第四次計画まで、電子納品の導入については、第三次から第四次まで、施策の一部事業に着手しながら継続した取組を行うなど、計画期間を合わせて、7 施策を実施、4 施策の一部事業に着手しました。

¹ I C T (アイシーティ)：情報通信技術 (Information and Communications Technology) のこと。情報・通信に関連する技術一般の総称であり、従来用いられてきた「I T (Information Technology)」とほぼ同義だが、国際的には I C T が広く使われている。

² マイナンバー制度：住民票を有する全ての方に12桁の個人番号(マイナンバー)を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理する制度で、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤のこと。

一方、建設CALS/EC³の導入については、導入システムの内容や費用対効果など、導入の必要性の再検討が必要となったことから、当該システムの導入に至りませんでした。

- (3) e-city づくりでは、市民の視点に立った業務改善による行政事務の効率化を目指し、「業務改革の推進」「行政サービスの高度化」「インフラ整備の推進」「推進体制の確立」を掲げ、29施策（再掲・計画間の重複は除く。施策一覧は21ページ【参考資料】に掲載）に取り組みました。

第一次計画では、財務会計システムの再構築や新市民税システムの構築、行政評価システムの構築、各種データベースの整備、総合行政ネットワーク⁴の整備、グループウェア⁵整備事業、情報セキュリティポリシー⁶の策定など、10施策を実施、または施策の一部事業に着手しました。

第二次計画では、総合文書管理システムの構築や地方税申告システムの導入、後期高齢者医療システムの構築、新保育システムの構築、消費生活相談システムの構築など、6施策を実施し、情報セキュリティポリシーの見直しの一部事業に着手しました。

第三次計画では、土地異動システムの構築や住民記録システムの再構築、グループウェアシステムの更新の3施策を実施し、第四次計画では、統合型GIS⁷システムの再構築を実施したほか、クラウド⁸技術の導入促進の一部事業に着手しました。

また、ホームページを活用した情報提供の充実や研修の充実、個人情報保護の徹底など4施策については、第一次から第三次まで、また、情報セキュリティ対策の強化については、第三次計画から第四次計画まで継続して実施、または施策の一部事業に着手しながら継続した取組を行うなど、計画期間を合わせて、20施策を実施、6施策の一部事業に着手しました。

一方、価格通知の電子媒体による一括通知システムの構築や業務継続計画に係る情報システム対策、市民相談・要望・苦情のデータベース化やの3施策に

³建設CALS/EC(キャルス/イーシー):「公共事業支援統合情報システム(Continuous Acquisition and Life-cycle Support / Electronic Commerce)」の略称。従来は紙で交換されていた情報を電子化するとともに、ネットワークを活用して各業務プロセスをまたぐ情報の共有・有効活用を図ることにより公共事業の生産性向上やコスト縮減等を実現するための取組のこと。

⁴総合行政ネットワーク(LGWAN):地方公共団体及び国の機関と相互に接続された行政専用のコンピュータネットワークのこと。インターネットより高い情報セキュリティが確保されている。

⁵グループウェア:組織内の情報共有やコミュニケーションを目的とするコンピュータネットワークを活用した情報システムのこと。電子メール、掲示板、スケジュール管理などが主な機能としてある。

⁶情報セキュリティポリシー:組織が保有する情報資産等を、様々な情報セキュリティリスクから防御することを目的として定めた、情報セキュリティに関する基本方針及び情報セキュリティ対策に関する基準のこと。

⁷統合型GIS:主に地方自治体において、道路、街区、建物、河川など、使用する地図情報を統合・電子化し、一元的に維持管理することで、庁内横断型のデータ共用を可能にするシステムのこと。

⁸クラウド:外部のデータセンターなどに構築された情報システムの機能を「サービス」として、ネットワーク経由で利用するシステム形態のこと。

については、未着手として整理しています。

価格通知の電子媒体による一括通知システムの構築については、法務局との協議を行ったものの、費用の面で課題があり、実施には至らなかったほか、業務継続計画に係る情報システム対策については、国によるセキュリティ強化の要請へ優先的に取り組んだため、着手に至りませんでした。

市民相談・要望・苦情のデータベース化については、計画期間内に着手できなかったものの、計画期間終了後に実施しました。

3 「盛岡市情報化基本計画」の総括

本市では、平成14年度から27年度まで、「盛岡市情報化基本計画」を三度改定しながら、当初の目標である「電子市役所の構築を前提としたITを核とした地域づくりの実現」に取り組むとともに、この間における、国、県の動向やICTをめぐる状況の変化に対応する形で、「行政事務の効率化と高度化」や「情報セキュリティ対策の強化」などにも取り組みながら、電子市役所の実現を目指した取組を進めました。

取組の結果は、第一次から第四次までの計画期間において、e-citizenづくり、e-businessづくり、e-cityづくりを合わせて、75施策（再掲・計画間の重複は除く）に取り組む、39施策（52%）を実施し、29施策（39%）の一部事業に着手する一方で、着手に至らなかった施策は、7施策（9%）でした。

未着手とした7施策は、計画登載後、新たな制度が開始されたことや計画したシステムの全国的な普及が進まなかったこと、他団体との調整がつかなかったことなどによるものであり、計画した施策のうち、91%に当たる68施策を実施または施策の一部事業に着手していることから、計画は概ね予定通り推進され、本市の「電子市役所の実現」と「ITを核とした地域づくりの実現」への取組は、確実な成果をあげたと言えます。

一方で、計画を推進するための財源の裏付けが不十分であったため、一部に着手した施策であっても、費用対効果や優先度の面から計画した事業すべての実施に至らないなど、着実な推進の点で課題がありました。

このことから、今後、情報化を推進するにあたっては、総合計画と連動しながら着実な推進を図る必要があります。